

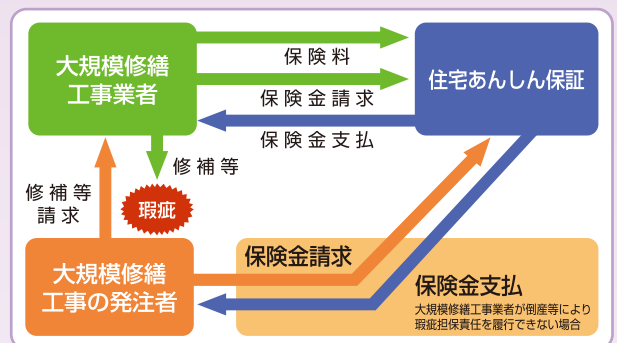
大規模修繕工事の発注者の皆様へ あんしん大規模修繕工事瑕疵保険 概要説明書

この「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険 概要説明書」は、あんしん大規模修繕工事瑕疵保険の内容をご理解いただくために、大規模修繕工事の発注者の皆様に関わる特に重要な事項をわかりやすく説明したものですので、必ずお読みいただきますようお願い致します。
なお、本書面は、本保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細につきましては、大規模修繕工事業者、住宅あんしん保証または取次店までお問い合わせください。

1 保険のしくみ

この保険は、大規模修繕工事を請け負い施工した大規模修繕工事業者が、大規模修繕工事を実施した部分の瑕疵により、大規模修繕工事の発注者に対して発行・交付した住宅あんしん保証所定の標準保証書に基づき負担する民法上の瑕疵担保責任を確実に履行するために、大規模修繕工事業者が加入する保険です。

万が一、大規模修繕工事業者の倒産等により、瑕疵の修補等が行われない場合には、大規模修繕工事の発注者に直接保険金が支払われます。



2 保険の対象となる部分

大規模修繕工事を実施した以下の部分および設備の瑕疵に対して保険金が支払われます。

- ①構造耐力上主要な部分 ②雨水の浸入を防止する部分 ③給排水管路 ④給排水設備
- ⑤電気設備 ⑥ガス設備 ⑦防錆工事を行った手すり等の鉄部 ⑧外壁に設置されたタイル(※)

※「タイル剥落に係る特約条項」が付帯された場合に限りです。

3 お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

- ①修補費用・損害賠償保険金
事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接修補に要する費用
- ②事故調査費用保険金
修補が必要な範囲、方法、金額を確定するための調査費用
- ③仮住まい費用保険金
大規模修繕工事を実施した住棟を修補する際に、住宅居住者が転居を余儀なくされた場合の宿泊、住居賃借または転居費用
- ④駐車場賃借費用保険金
瑕疵による事故を修補する際に足場の設置を伴い、住宅居住者が駐車施設からの車の移動を余儀なくされた場合の駐車場賃借費用

なお、上記の他に、争訟費用保険金、求償権保全費用保険金があります。

4 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①地震や台風、暴風雨等の自然変象による損害(ただし、瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合を除きます。)
- ②土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事による損害
- ③虫食い・ねずみ食いや瑕疵によらない自然の消耗・摩滅等による損害
- ④著しい不適正使用、不適切な維持管理による損害
- ⑤大規模修繕工事に伴い設置、更新または修繕された給排水管路、給排水設備、電気設備またはガス設備の機器、器具、または設備自体の不具合(ただし、大規模修繕工事の瑕疵に起因して発生した不具合を除きます。)
- ⑥給排水設備、電気設備またはガス設備の瑕疵により発生した火災、破裂・爆発による損害
- ⑦住宅あんしん保証所定の標準保証書の規定を超える約定によって定められた瑕疵担保責任に対する損害

なお、上記の他にも保険金をお支払いできない場合がありますので、詳細は住宅あんしん保証までお問い合わせください。

5 保険期間（保険のご契約期間）

- 保険責任は、工事請負約款で約定した全ての工事を完了した日から始まります。
- 保険期間は、5年間となります。（ただし防錆工事を行った手すり等の鉄部は2年間となります。）。（※）
 なお、大規模修繕工事の完了日は、大規模修繕工事の発注者に、全ての大規模修繕工事が完了したことを確認した書面として「工事完了確認書」に署名等をしたうえで提出いただくことにより、日付を確定します。
 ※「防水工事に係る保険期間延長特約条項」が付帯された場合、下記の該当修繕部分が防水性能を満たさない場合の保険期間は10年間となります。

★大規模修繕工事業者の皆様へ

右記の箇所のうち、全体に対して防水に係る修繕工事を実施した部分について、該当するチェック欄に「○」をつけて大規模修繕工事の発注者にお渡しください。

チェック欄	該当修繕部分
	勾配屋根
	陸屋根の屋上部分（バルコニーを除く）
	乾式外壁仕上げの外壁

※「タイル剥落に係る特約条項（保険期間10年用）」が付帯された場合、外壁に設置されたタイルが剥落した場合の保険期間は10年間となります。

6 支払限度額および免責金額（大規模修繕工事の発注者の自己負担額）

(1) 支払限度額

1契約当たりの限度額	下記のチェック欄に「○」がついている金額となります。
事故調査費用	1回の事故につき、瑕疵の修補に要した費用の10%（この金額が10万円以下の場合は10万円）または200万円のいずれか小さい額を限度に、実額をお支払いします。
仮住まい費用	1住戸につき、50万円を限度に、実額をお支払いします。
駐車場賃借費用	1車につき、5万円を限度に、実額をお支払いします。

★大規模修繕工事業者の皆様へ

この保険契約の支払限度額について、該当するチェック欄に「○」をつけて大規模修繕工事の発注者にお渡しください。

チェック欄	支払限度額	チェック欄	支払限度額	チェック欄	支払限度額
	1000万円		6000万円		1.5億円
	2000万円		7000万円		2億円
	3000万円		8000万円		3億円
	4000万円		9000万円		4億円
	5000万円		1億円		5億円

(2) 免責金額（大規模修繕工事の発注者の自己負担額）

この保険では、1事故あたり10万円の免責金額（大規模修繕工事の発注者の自己負担額）を設定しています。

7 支払われる保険金の計算式

支払限度額を限度として、次の式により算出された額を、保険金としてお支払いします。

$$\begin{aligned}
 & \text{（修補費用・損害賠償保険金+争訟費用保険金-10万円）} + \begin{matrix} \bullet \text{ 求償権保全費用保険金} & \bullet \text{ 仮住まい費用保険金} \\ \bullet \text{ 事故調査費用保険金} & \bullet \text{ 駐車場賃借費用保険金} \end{matrix}
 \end{aligned}$$

保険金の例

●排水工事における配管の工事を行った部分の水漏れ事故により、

修補費用：500万円 事故調査費用：15万円 仮住まい費用：10万円 駐車場賃借費用：8万円の損害が発生した場合

$$500\text{万円} - 10\text{万円} + 15\text{万円} + 10\text{万円} + 8\text{万円} = 523\text{万円}$$

（修補費用・損害賠償保険金） （免責金額） （事故調査費用保険金） （仮住まい費用保険金） （駐車場賃借費用保険金）

【お問い合わせ先】

この保険に関する一般的なお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、住宅あんしん保証または取次店にご連絡ください。

(株)住宅あんしん保証

〔一般的なお問い合わせ・ご相談〕

電話番号:03-3562-8122 (受付時間:月～金9:00～17:30)

〔お客様相談室〕

電話番号:03-6824-9095 (受付時間:月～金 9:00～17:30)

〔事故の受付窓口〕

平日 電話番号:03-3562-8121 (受付時間:月～金 9:00～17:30)

休日 電話番号:0120-988-572 (受付時間:土日・祝9:30～17:30)

取次店（お問い合わせ先）

